

社 說

今後の幣制問題

將來金銀の比價に如何なる變動を見る可きや前途明白ならざる今日、我國が金貨國として被る可き影響は容易に推測する能はざれども兎に角に目下の處、金銀の比價が一定不動に歸す可き事情も見えざれば今後その變動の度ごとに我國と銀貨國との爲換相場は常に動搖して貿易は恰も投機の姿を成し又金價の變動に連れて内國物價の動搖も從來銀貨國たりし時に異ならざる可し既に斯る欠點ある以上は如何に熱心の金貨論者も雖も金貨本位を以て完全の幣制と云ふ能はざるは當然にして假令改革に改革を重ねるの議あるも他に完全の制度あらんには多少の損待に拘らず改革を斷行するの準備を所要なれ抑も幣制として最も完全なるは貨幣の價格が一定不動にして物價に激變を及ぼさざるに在り其本位が金たるを銀たるとは敢て擇ぶ所非ざる也も價格の變動は單本位制の下に到底免かる能はざる欠點にして之を避けんとするには勢、複本位制を行ふて金銀貨の自由鑄造を認むざる可らず金銀孰れかの產出増加して其價格下落すれば直に鑄造額を増して比價を舊に復せしめ内國の物價に毫も影響を及ぼさざるは複本位制の作用にして今世紀の初め南北亞米利加に銀鑄の發見あり又千八百四十八年後には澳洲并に米國に金鑄の發見ありて金銀の產出額に非常の變動を與へたるに拘らず其比價が常に一と一五、半内外に上下せるは全く米銀其他二三の複本位國ありて右の作用を施したるが爲めに外ならず複本位が完全なる幣制として世人に認めらるるは要するに斯る作用あるが爲めなれども今日の如く比價の變動頻繁の場合に一國の獨力を以て複本位制を取るは危險至極にして必らずや世界各國の同盟を待たざる可らず米佛二國の政治家が年々複本位制の利益を認めながら實施の一段に至れば萬國貨幣會議を開て各國の協力を仰がんとするも此邊の事情あるが故にして今日複本位の成否は有力なる商業國が一致するに依るものなり然らば之に對する各國の意圖は如何と云ふに金貨國の最も苦しむ所は物價暴落の一事にして下落の勢は昨午に至るも猶ほ止まず之が爲めに商工業は非常の不景氣に陥りて生産停業のものも少なからず労働者の需要は減じ資本は其用途を失ひ卒業發達の氣運を妨げられたる其上に貿易上に於ては常に勝を東洋の銀貨國に制せらるるに至れり其原因は諸國が二十年來幣制を改革して銀貨を實施し金價の暴騰を促したる爲めに自から招きたる失敗に外ならず其比價の恢復に熱心なるも怪しむに足らざるなり千八百七十八年以後の萬國貨幣會議は何れも萬國複本位制設立の目的を以て開會せられたるものなるに常に決議の難まらざりし原因は英國が金價下落の爲めに債主國としての利益を傷つけられんを恐れて常に之に抵抗したるにあれば何ぞ計らん從來英國人が資本を放つて米國を獨り印の經濟社會は金價騰貴の爲めに非常の不景氣に陥りて資本家中其地の事業に關係して失敗せる者も少なからず假令之を手元に戻收するも内國の事業も失敗り不景氣なれば低利を甘んじてるも及ぼさざるを得ざるの有様にして今日に至

りては明に金價暴騰の弊を成じ其勢を制して事業の振興を望むもの多しと云ふ斯くの如く世界の金貨國が銀貨の恢復に熱心なるを見れば萬國複本位制の成立は決して架空の望に非ざる可し其方法は今更ら云ふまでもなく有力の商業國が同盟して金銀の比價を定め在來の金貨國は一時銀貨の自由鑄造を止めにして單に政府に於てのみ鑄造發行し其市價の自から法定比價と一致したる後に至りて金銀貨の自由鑄造を行へば萬國同盟國の爲換相場は一定して貿易上に非常の便利を致し金銀の產出に變動あるも物價は動搖せずして幣制上より經濟社會の紊亂を招くの憂なきに至る可し現に今日熱心に銀貨の恢復を謀るものは米國にして現任大統領が選舉競争の際幣制の基礎を堅固にす可しと云へる豫約を實行せんとするものなり其恢復の方法は第一に萬國複本位制の成立にあり若しも容易に成立の見込なしとすれば或は三億七千八百萬の銀貨并に一億五千六百萬の銀券を處分して純然たる金貨本位を取るやも計られず然らば萬國複本位は一頓挫を來す可しとの説もあれども此手段は却て金價の騰貴を促して米國自から苦しむの結果あるのみなれば容易に急激の處分に出づるもはなかる可し勞々複本位制の前途は金貨論者の唱ふるが如く否運のものに非ざれば其成立の時も我國が眞に幣制を改革するの時にして或は機を見て其成立に助力するも決して不待策なりと云ふ可らず世人が常に各國貨幣政策の如何を察して緩急の準備を施し完全の幣制に移らんものと我輩の切望する所なり

臺灣法官と憲法 第五十八條

臺灣高等法院院長高野孟矩氏の進退に關しては豫て朝野の間に喧しき議論ありしが去る一日非職の辭令辭は臺灣留便を以て内閣より高野氏の住所へ送り届けられ同氏より抗議辭を辭令辭に添へ書留を以て直ちに内閣へ返送したるよし今此問題に關して大審院邊の議論を如何といふに内閣の處分を可とするもあれば高野氏の抗議を當然とするもあり試みに各種の説を列記せんに大要、左の四説は其の重なるものなり

第一説 曰く一國が憲法を編纂しに施行せんとするに必ず先づ何年何月より施行すべき旨を公示せざるべからず日本が臺灣を得てより今日に至る迄未だ憲法を臺灣に施行すべき旨の公示をなす故に憲法は未だ臺灣に適用せられざるものと見て可なるべく既に憲法、臺灣に行はれざるものとせば其第五十八條「職官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、其職を免せらるるもなき」とあるが如きも勿論、臺灣の法官に適用すべきものにあらず即ち臺灣法官は終身官にあらず内閣が高等法院院長に非職を命じたるは敢て失當にあらずるなりと

第二説 曰く日本は法治國なり法治國に於て法令の骨體となるは憲法なり臺灣にして既に日本の領土となりたる以上は日本の憲法を專断し憲法の可配を受くるは言ふまでもなく之を尊重するに憲法は太陽の如く法律は物體の如し太陽は照さざる所なく唯だ其光の及ばざる部分に物體の蔽ふて影を作すに外ならず日本の憲法は北海道及び沖縄縣をも可配せりと雖も例へば選舉權

第三版賣切れ 第三版賣切れ 福翁百話の第三版は既に賣切れて第四版の印刷中 第三版賣切れ

の如きに關して北海道及び沖縄縣の住民が憲法上の公權を行ふも能はざるは法律を以て憲法の除外例を特定せるが爲めなり憲法は一般なる場合を規定するものにして法律は時として特別なる除外例を指定するものあり除外例に依りて憲法の或條文を行はずと定むる場合は兎も角も、然らば限りは日本の領土として憲法の光の及ばざる所なし臺灣の如きも既に日本の新領土となりたる以上は憲法の適用せられざる道理のあるべき管なし既に憲法、臺灣に行はるものとせば其第五十八條裁判官の保障も亦臺灣の法官に適用すべきものたるも論を待たず内閣が臺灣高等法院院長に非職を命じたるは違憲の處置たるを免れず

第三説 曰く憲法の臺灣に行はるるは論なしと雖も凡そ憲法の明文は其れ自身に自動の効力を有するものにあらず必ず法律の規定を待てる然る後、初めて實行の力をもつるものと得るのみ例へば憲法第五十八條は裁判官の爲め獨立の保障を與へたりといへども此保障の實際に効力を有するは裁判所構成法の規定に依らざるべからず然れば憲法第五十八條のあるにも拘らず裁判所構成法第七十三條には「第七十四條及第七十五條の場合を除くの外、判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るにあらざれば其意に反して轉官、轉所停職、免職又は停職せらるるもなき」と云々と更に明確に裁判官の獨立を保障せしめ憲法は其れ自身に活動する能はざるものたるも明かなり茲に又明治二十九年法律第六十三號第五條に「現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む」とあり裁判所構成法に關しては未だ其一部をだも臺灣に施行すべき旨の勅令を發せられず故に臺灣法官の終身官たるや否やは裁判所構成法と憲法關係を有せず別段の法令にして明かに其の終身官たるを定めざる限り憲法の條文のみを以て直に之を終身官と斷定するは不可なり

第四説 曰く臺灣總督府法院條例第四條第三項に「裁判所構成法に於て判事たるの資格を有するものに於て判事たるの資格を有するものを以て判官に充つるとある以上は憲法の保障を受くるに於て臺灣の判官も内地の裁判官と異動あるべき等なし憲法の明文は法律待てて運用せらるるもあれば又中には自動の効力を有するも、臺灣の法官に關して裁判所構成法に似たる或法令の規定なく而して特に法令を以て其終身官にあらざるものと明定せざる限り憲法の保障は失張臺灣の法官にも及ぶものと見做すべし憲法第五十八條あるが上に裁判所構成法第七十三條あるは是れ法律の能く完備せるものたるに於て憲法第五十八條の除外例を特定して法令が除外例に依りて憲法の不備なる例は頗る不備なる例たる判官は憲法の保障を受くるべく唯だ其但し「判事」といへるに於ては「判官」と同一視し同一の効力を有するものとせば其第三説の如き一説をなすべし

第五説 臺灣法律の効力を有するは裁判所構成法の規定に依らざるべからず然れば憲法第五十八條のあるにも拘らず裁判所構成法に於て「云々とある外、判事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るにあらざれば其意に反して轉官、轉所停職、免職又は停職せらるるもなき」と云々と更に明確に裁判官の獨立を保障せしめ憲法は其れ自身に活動する能はざるものたるも明かなり茲に又明治二十九年法律第六十三號第五條に「現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む」とあり裁判所構成法に關しては未だ其一部をだも臺灣に施行すべき旨の勅令を發せられず故に臺灣法官の終身官たるや否やは裁判所構成法と憲法關係を有せず別段の法令にして明かに其の終身官たるを定めざる限り憲法の條文のみを以て直に之を終身官と斷定するは不可なり

○日露戰は、曩は報じて曰く、露軍は以て日軍の軍實に對して、貯藏所として釜山、對馬、羅州、旅順に於て五千の兵に駐屯せしむるに駐屯せしむるに居り又京城、助長せしむる爲の如くにして買

●京濱各停車場車賃時間
 ○東海道線(東京-横濱) 七時廿五分(名古屋)
 ○東海道線(東京-沼津) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-静岡) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-浜松) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-名古屋) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-京都) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-大阪) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-神戸) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-岡山) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-広島) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-福岡) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-鹿児島) 七時三十分(名古屋)
 ○東海道線(東京-那覇) 七時三十分(名古屋)